

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、辺池地区共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）辺池地区）を行うことについて平成19年2月9日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市産業部土地改良課において平成19年2月27日から同年3月19日まで縦覧に供する。

平成19年2月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀